

とくしま国際フレンドシップ推進指針

～おもてなしの心で世界の人びとと～

2008年3月

徳 島 県

目 次

第1章 指針策定の趣旨

1 策定の背景・趣旨	1
（1）策定の背景	1
（2）策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	2

第2章 徳島県における現状と課題

1 徳島県における外国人住民の現状	3
（1）外国人登録者数の推移	3
（2）国籍別外国人登録者の構成比	3
（3）在留資格別外国人登録者数の推移	4
2 徳島県における施策の現状と課題	6
（1）多文化共生施策の現状と課題	6
（2）国際交流・国際協力施策の現状と課題	6

第3章 とくしま国際フレンドシップ推進の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本理念の考え方	8
3 国際化推進施策の体系（基本理念・基本目標・施策分野）	9

第4章 多文化共生のまちづくり

1 コミュニケーション支援	10
（1）情報の多言語化	10
（2）日本語及び日本社会に関する学習支援	11
2 生活支援	13
（1）居住	13
（2）教育	14
（3）労働環境	16
（4）医療・保健・福祉	17
（5）防災	18
（6）留学生支援	19
3 共生の地域づくり	21
（1）地域社会に対する意識啓発	21
（2）外国人住民の社会参画	21

第5章 国際社会に対応した環境づくり

1	国際理解、国際交流の推進	23
(1)	国際理解と外国人住民等との国際交流	23
(2)	地域間国際交流	24
2	国際協力の推進	26
(1)	地域からの国際協力と国際的人材育成	26
3	経済国際化の推進	28
(1)	経済のグローバル化への対応	28
(2)	国際観光の振興	29

第6章 推進体制の整備

1	県・市町村の役割	30
2	各主体に期待される役割	30
3	関係機関との連携強化と推進体制の整備	32

資料編	33
-----	----

第1章 指針策定の趣旨

1 策定の背景・趣旨

(1) 策定の背景

近年、情報通信技術の著しい進歩や社会経済のグローバル化の進展によって、人、もの、情報はもちろん経済活動、文化、スポーツ等幅広い分野での交流が活発になるなど、私たちを取り巻く社会環境が大きく変わり、地域と世界との結びつきが地球規模で強まっています。これに伴い、世界の動きが地域の生活に直接影響を及ぼすようになってきています。

少子高齢化が進行し、人口減少時代を迎えようとしているなかで、我が国における外国人登録者数は年々増加し、現在では200万人を数え、徳島県においても、平成18年末で、66カ国、約5,300人を超え、この10年間で約2.7倍に達しています。

このようななか、日常生活でも国際化の進展が実感されるようになる一方、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、教育等の様々な分野で課題も多く顕在化しており、外国人を観光客や一時滞在者としてではなく、地域住民として認める視点が求められています。

このため、外国人住民への支援を総合的に行うとともに、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生のまちづくりを構築することが重要となってきています。

本県においても、ボランティア活動、地球規模での環境問題等に対する社会的な関心の高まりから、県民やNPO等の団体による国際交流や国際協力への取組が活発になっております。

今後、地域からの国際活動の高まりをさらに展開するためには、県民の関心や理解を深め、県、市町村、国際交流協会、教育機関、企業、NPO・NGO等が相互にネットワークを築きながら、県民主体の国際活動が行われる環境づくりが強く求められています。

(2) 策定の趣旨

県では、これまで国際化に関する課題に対応するため、国際交流の推進等各種施策に取り組んで参りましたが、グローバル化の進展等社会環境の変化に適切に対応し、地域の活力を創出するため、県が国際化施策を進めるにあたっての考え方、方向性を示す「とくしま国際フレンドシップ推進指針」を策定することとしました。

策定にあたっては、県民との協働を図るため、有識者で構成する「徳島県国際フレンドシップ憲章（仮称）制定委員会」からの意見・提言やパブリックコメントによる意見の反映に努めました。

2 指針の位置づけ

本指針は、2007年に策定された「誇りと豊かさを実感できる『21世紀の徳島づくり』」を目指す、本県の「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」を踏まえ、とくしま国際フレンドシップ憲章による取り組みを通じて、本県の国際化を総合的に推進していくもので、平成20（2008）年度からおおむね5年間の取組を示すものです。

第2章 徳島県における現状と課題

1 徳島県における外国人住民の現状

(1) 外国人登録者数の推移

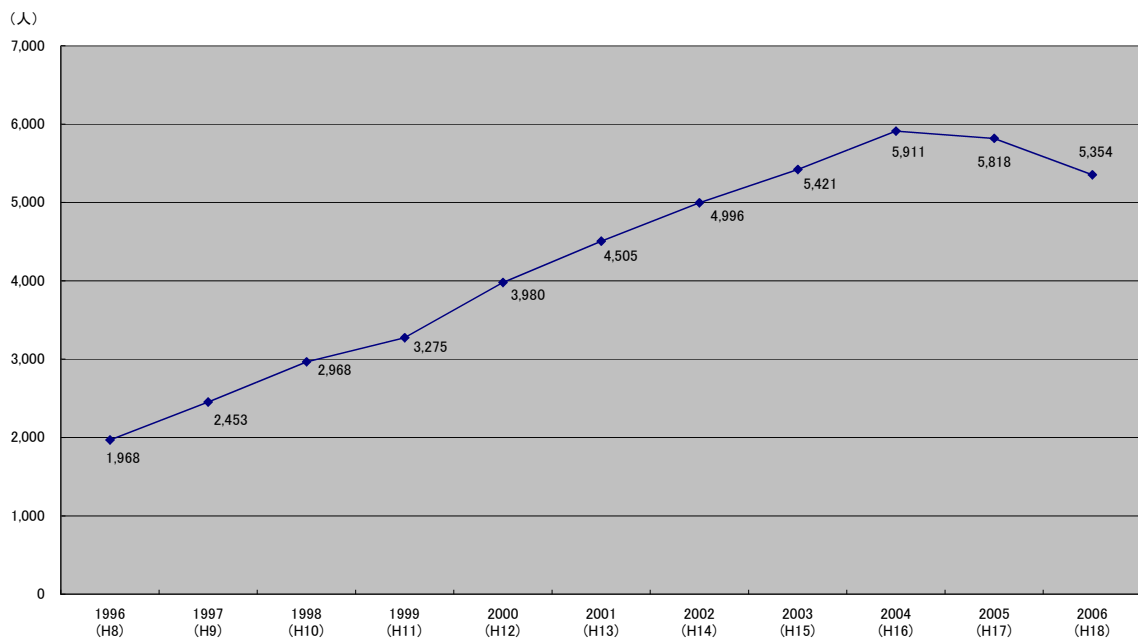
2006年末現在の外国人登録者数は、5,354人となっており、県人口の約0.7%を占め、約150人に1人が外国人住民です。

2005年以降、減少はしているものの、10年前の1996年と比べ、約3,400人、約2.7倍の増加となっています。

また、全国の外国人登録者数は、208万4,919人で過去最高記録を更新しており、総人口の1.63%を占め、10年前に比べ、約67万人、約1.5倍の増加となっています。

本県の外国人登録者数の伸び率は、全国平均を大きく上回っています。

【県内外国人登録者の推移】



(出典：在留外国人統計(法務省))

(2) 国籍別外国人登録者の構成比

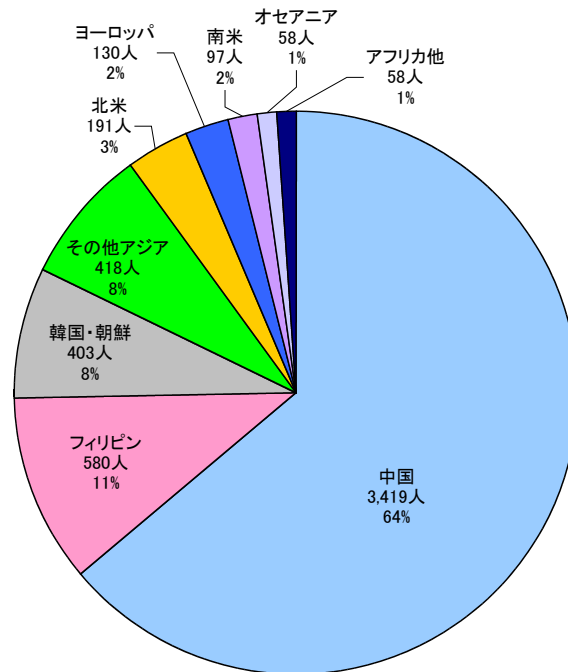
国籍数は2006年末現在で66ヶ国となっており、中国が最も多く、以下、フィリピン、韓国・朝鮮、米国、ベトナムの順となっています。

1994年以降、中国が最多となり、2006年にはその割合が全体の63.9%を占め、

全国平均の26.9%を大きく上回り、全国第1位の割合となっています。

地域別ではアジア地域が全体の約90%を占めており、以下、北米、ヨーロッパの順となっています。

【国籍別外国人登録者の構成比】



(出典：在留外国人統計（法務省）)

(3) 在留資格（注1）別外国人登録者数の推移

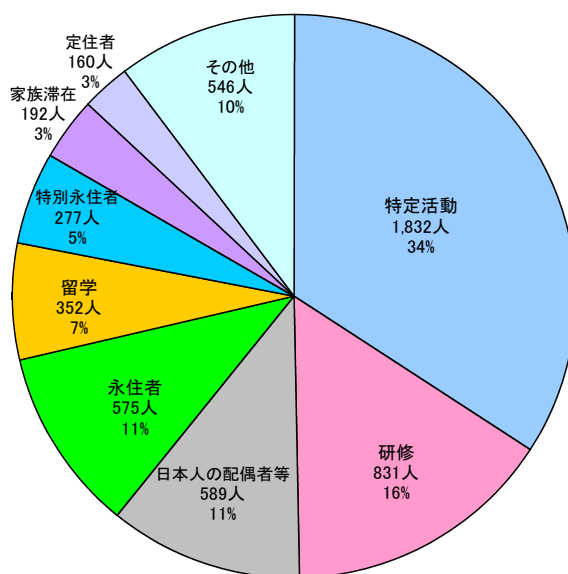
在留資格別では特定活動（注2）、研修、日本人の配偶者等、永住者の順で多く、この上位4位までの在留資格で、全体の約71%を占めています。

10年間では、特定活動、永住者、研修が著しく増加しておりますが、特定活動、研修はこのところ減少傾向にあります。

興行についても、2001年までは増加しておりましたが、その後、その横ばいが続き、2005年から大幅に減少しています。

一方、日本人の配偶者等、永住者、家族滞在、定住者は増加しています。

【在留資格別外国人登録者の構成比】



【在留資格別外国人登録者数の推移】

単位：人

在留資格	1996 H8	1997 H9	1998 H10	1999 H11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2006 /1996 (%)	2006 /総数 (%)
特定活動	172	288	527	698	831	971	1,169	1,379	1,454	1,905	1,832	1065.1	34.2
研 修	242	399	469	488	673	793	923	974	1,302	1,042	831	343.4	15.5
日本人の配偶者等	350	431	441	458	462	472	524	552	538	583	589	168.3	11.0
永 住 者	77	85	126	166	244	310	368	436	490	514	575	746.8	10.7
留 学	183	182	184	190	211	274	359	391	387	342	352	192.3	6.6
特別永住者	347	338	347	341	334	318	309	307	294	282	277	79.8	5.2
家族滞在	129	135	145	154	173	201	211	202	198	205	192	148.8	3.6
定 住 者	131	148	163	175	191	222	198	161	154	148	160	122.1	3.0
その他	337	447	566	605	861	944	935	1,019	1,094	797	546	162.0	10.2
計	1,968	2,453	2,968	3,275	3,980	4,505	4,996	5,421	5,911	5,818	5,354	272.1	100.0

(出典：在留外国人統計(法務省))

(注1) 在留資格

外国人が日本に入国し在留して従事することができる社会的活動又は入国し在留できる身分若しくは地位に基づく活動を類型化したもので、出入国管理及び難民認定法で現在27種類に分類されています。

(注2) 特定活動

技能実習生、外交官等の家事使用人及びワーキング・ホリデーなど法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。

2 徳島県における施策の現状と課題

(1) 多文化共生施策の現状と課題

①主な取組施策の現状

《相談窓口の設置》

- ・外国人住民等が生活情報を入手したり、様々な問題についての相談への対応

《多言語情報の提供》

- ・インターネット、携帯電話、情報誌による生活情報等を提供

《日本語習得機会の提供》

- ・日本語学習希望者を対象に日本語教室を開催
- ・日本語を指導するボランティアを養成

《ネットワークの形成》

- ・地域で外国人支援を行う地域共生サポーターを登録
- ・国際交流プラザを外国人住民や県民に開放し、利用者相互の交流の場として提供

②取組施策の共通的課題

- ・日本人住民の外国人住民への理解促進
- ・外国人住民の日本文化等への理解促進
- ・外国人住民とのコミュニケーション機会の提供
- ・外国人住民への生活情報の提供手段
- ・通訳ボランティアの派遣の制度化
- ・行政手続きの多言語化

(2) 国際交流・国際協力施策の現状と課題

①主な取組施策の現状

《友好都市との交流》

友好訪問団の相互派遣や交流事業を実施

《地域の国際化への推進》

国際交流員及び外国語指導助手（注）等の外国青年を招致

《人材育成による国際協力》

友好提携先などの海外の自治体職員を受入れ

(注) 国際交流員、外国語指導助手

J E T プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）において招致され、国際交流員（CIR:Coordinator for International Relations）は、地方公共団体の国際交流担当部局に配置され、国際交流活動に従事し、外国語指導助手（ALT:Assistannt Language Teacher）は、教育委員会又は小・中・高等学校に配置され、外国語担当教員等の助手として従事。

②取組施策の共通課題

- ・ 県民主体の様々な友好交流を支援するしくみづくり
- ・ 県民の国際協力活動に対する理解の促進や取り組みやすい環境づくりの推進

第3章 とくしま国際フレンドシップ推進の基本的な考え方

1 基本理念

本指針の基本理念を次のとおり定めます。

おもてなしの心で世界の人びとと

2 基本理念の考え方

本県では、国際交流や国際協力活動を展開するため、様々な取組を行っています。

国際交流では、世界の諸地域との友好交流の促進、国際交流員や外国語指導助手の招致、財団法人徳島県国際交流協会（TOPIA）をはじめ、民間団体・市町村等の交流活動の支援等を行っています。

また、国際協力の面では、海外の地方自治体から職員を招聘し、本県の蓄積した様々なノウハウや技術等を習得してもらうなど、人材の育成に努めています。

さらに、在県の外国人への支援についても、多言語による情報提供や日本語学習の支援等の施策を講じています。

しかし、今日におけるグローバル化の進展により、本県においても多数の外国人が様々な目的で滞在しており、その人数も近年急増しております。

このような時代にあって、世界との交流や国際社会への貢献活動はもとより、外国人住民が地域で安心して暮らしていけるよう、すべての人が住みやすいまちづくりを進めていくことが、ますます重要となっております。

さらに、外国人住民が地域社会のなかで孤立することがないように、県民をはじめ、企業、NPO・NGO、教育機関、国際交流協会、市町村等多様な主体と協働し、外国人住民を支援し、地域社会に参画できるよう、それぞれの主体が連携して取り組むことも重要です。

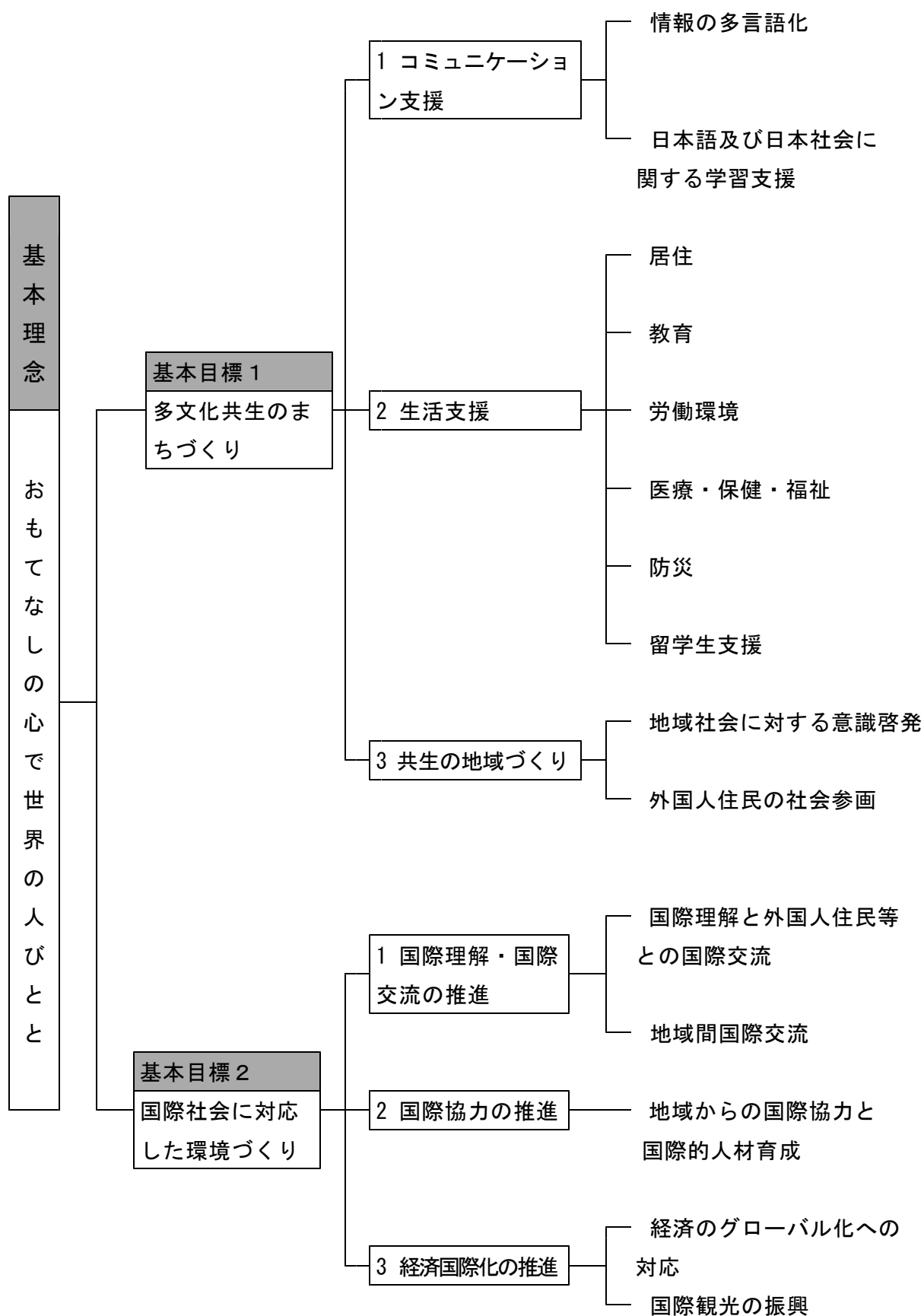
このようなことから、四国遍路の「お接待」で培われた、おもてなしの心を大切にしながら、世界の人びととの交流や共生・協力を図り、本県の国際化へ対応するため、本指針の基本理念を「おもてなしの心で世界の人びとと」と定めます。

この基本理念を具体化するため、次にとおり二つの基本目標を掲げ、本県のこれからの国際化推進のための施策に取り組みます。

☆多文化共生のまちづくり

☆国際社会に対応した環境づくり

3 国際化推進施策の体系（基本理念・基本目標・施策分野）



第4章 多文化共生のまちづくり

1 コミュニケーション支援

(1) 情報の多言語化

《現状と課題》

近年、増加している日本語を母語としない外国人住民に対して、インターネット等の媒体による多言語での情報の提供は増えているものの、必要な情報が十分に提供されているとは言えず、提供している情報についても、外国人住民がその情報を十分に把握しておらず、限定的なものとなっています。

そのため、日常生活を送るうえでのルールを十分に理解できず、また、地域住民とのコミュニケーションが図れない場合があります。

しかしながら、全ての情報について多言語で対応することはコスト的にも困難な面があり、ニーズが多い情報について重点的に対応し、それ以外については、相談窓口での対応や通訳ボランティアの活用等を効果的に進めることが重要となっています。

また、通訳ボランティアの派遣についても、登録システムは確立しているものの、十分な活用がなされていないため、今後、外国人住民や関係団体へ、更なる周知の徹底を図ることが必要です。

《現在の主な取り組み》

(県)

- ホームページ、携帯電話による多言語での生活情報等を提供
- 新規在住者を対象に、日常生活のルールや社会保険制度、教育制度等を内容とした「生活情報ガイドブック」を市町村と連携して、外国人登録時に配付
- 外国人住民等のための生活相談窓口を設置
- 徳島空港のフライト情報や観光地案内等の情報発信の推進（英語、中国語、韓国語）
- 道路利用者の利便性向上のために、ローマ字併用の案内標識を設置

(市町村)

- ホームページによる多言語での生活情報等を提供
- 外国人住民からの相談支援

(注) 一部の市町村で取り組んでいる施策を掲載しています。

市町国際交流協会・民間団体も同じ。

（県国際交流協会）

- 国際交流活動や協会活動へのボランティアを募集・登録

登録者数（2006（平成18）年度末現在）

通 訳ボランティア：182名

協会活動ボランティア：182名

- 県内のイベント情報や生活情報等を盛り込んだ情報誌を作成し、外国人住民、関係国際交流団体に配付（英語・中国語、毎月発行）

《 今後の取り組みの方向 》

- 外国人住民が日本の生活習慣やルールを理解し、安心して生活が送れるよう、多様な分野に対応した多言語化を図るとともに、日本語にはルビ（ふりがな）を振る等の情報の提供に努めます。
- 外国人住民等への相談支援体制の一層の充実を図ります。
- 通訳ボランティアの養成や派遣制度の整備が図られるよう支援します。

（２）日本語及び日本社会に関する学習支援

《現状と課題》

日本語の学習支援は、県、県国際交流協会、市町国際交流協会及び民間団体で、外国人住民を対象に日本語教室を定期的に開催しています。

今後も、受講者の様々なレベルに応じた日本語の学習支援を行うため、人材の育成や効果的なPRを行うことが必要です。

さらに、外国人労働者にとっては、開催時間帯等の問題から教室に参加できないケースもあり工夫が必要です。

《 現在の主な取り組み 》

（県・県国際交流協会）

- 日本語教室を県内6地域で開催
- 日本語を母語としない小中学生を対象に、夏休み期間中に日本語教室を開催
- 子育てをしている保護者を対象に、県内保育所で子育てサロンを開設し、日本語教室を開催
- 日本語指導ボランティアを養成するための講座を開催

（市町村・民間団体）

- 日本語教室の開催

（市町国際交流協会）

- 日本語教室の開催
- 日本語サロンの開催

《 今後の取り組みの方向 》

- 実施主体がそれぞれの役割分担を明確にしながら相互のネットワークを強化し、効果的なPRを図ることにより、外国人住民の日本語能力を高めるよう支援します。
- 日本語指導ボランティアのスキルアップに努めるとともに、地域性を考慮した全県的な支援体制づくりに努めます。
- 外国人住民が地域社会で孤立することなく日本人住民と共に生活していくため、日本の社会や文化等についての理解を深める機会の提供に努めます。

2 生活支援

(1) 居 住

《現状と課題》

近年、外国人登録者が増加しているなか、依然として外国人の入居制限をしている民間賃貸住宅があるなどの指摘があり、外国人住民が希望する住宅に円滑に入居できるよう、賃貸住宅所有者の意識を変えていくことが必要となっています。

また、住宅の入居申込み時において、文化や生活習慣等の違いにより手続きがスムーズに進まない場合があります、入居後においても家庭ゴミ等の一般廃棄物の処理の方法について、隣人とのトラブルが起きることもあります。

県が低所得者向けに供給している県営住宅への入居については、現在、外国人登録を受けた人であれば、県営住宅の入居資格（注）を満たしている人に対して認められています。本県の県営住宅への外国人住民の入居戸数は12戸（2007年3月末現在）であり、全管理戸数4,998戸に占める割合は、0.24%となっています。

（注）①同居する親族があること（特例あり） ②所得が月額20万円以下であること（特例あり）
③現に住宅に困窮していること ④暴力団員でないこと

《 現在の主な取り組み 》

（県）

- 県営住宅の入居申込み時での多言語による対応
- 「県営住宅使用のしおり」の英語、中国語版を配付

（市町村）

- 家庭ゴミ等の一般廃棄物の処理方法に関するリーフレットを多言語で作成し、配付しているほか、ホームページでも情報を提供

《 今後の取り組みの方向 》

- 外国人住民が円滑に入居できる賃貸住宅市場の形成に努めます。
- 県営住宅の入居に関する多言語対応を進めます。
- 地域の生活ルールを学ぶ機会づくりへの支援に努めます。

（２）教育

《現状と課題》

外国人住民の子どもの教育において課題となっているのが、日本語習得の困難性です。県内の小中高等学校に在籍する外国人児童生徒は、平成19年5月現在、68名で、このうち23名（34％）が日本語指導が必要な児童生徒です。また、外国人児童生徒の在籍学校数は36校あり、初めて受け入れた学校では、生活言語の習得をはじめとして、カウンセリングや教科指導において苦慮しています。

日本語によるコミュニケーションが日常生活レベルで可能であっても、学校における学習内容を理解することは難しく、結果として、外国人児童生徒の進学率の低下につながります。

日本語による学習効果を高めるため、加配教員や学校生活支援派遣講師を配置するとともに、県国際交流協会と連携し、地域で日本語指導等を行う地域共生サポーター等による支援を行っています。

また、すべての児童生徒が国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが地域社会の構成員であることを学ぶことが重要であり、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進することが求められています。

さらに、児童生徒が英語に関心を持ち、発達段階に応じて積極的にコミュニケーション活動を図ろうとする意欲や態度を育成するため、英語教員の指導力向上を図ることも重要となっています。

【外国人児童生徒の在籍状況等】

（2007年5月1日現在）

	小学校	中学校	高校	合 計
児童生徒数	36	17	15	68
うち、日本語指導が必要な児童生徒数	14	6	3	23
在籍学校数	18	9	9	36
うち、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数	8	6	1	15

（県教育委員会調べ）

《 現在の主な取り組み 》

（県・県国際交流協会）

- 日本語指導等を行う地域共生サポーターを登録
- 通訳ボランティアを育成するため、支援方法等を習得する研修会を開催
- 国際理解の推進のため、国際交流員（CIR）等を講師として派遣
- 日本語を母語としない小中学生を対象に、夏休み期間中に日本語教室を開催（再掲）

(県)

- 外国人児童生徒支援加配教員や学校生活支援派遣講師の配置等
- 国際的視野を培い、国際知識のかん養を図るため、国際教育振興弁論大会を開催
- 英語教員の指導力向上のための研修会を開催

(市町村)

- 留学生による国際理解教育の支援
- 英語による学校入学時の就学案内
- 小学校に外国語指導助手を配置

(県国際交流協会)

- 中高生を対象に英語学習及び国際理解を深めるため、外国語指導助手を活用した夏期英語セミナーを開催
- 教員等を対象に多文化理解や人権意識の促進を図るためのワークショップを開催

《 今後の取り組みの方向 》

- 関係団体との役割分担を明確にしながら、外国人児童生徒が安心して学習できる環境づくりを進めます。
- 県国際交流協会と連携し、地域共生サポーター、通訳ボランティアの育成に努めます。
- 外国人児童生徒に国際交流や異文化理解の機会の提供ができるよう努めます。
- 英語教員の一層の指導力向上を図ります。

（３）労働環境

《現状と課題》

外国人労働者が増加するなか、依然として賃金をはじめとした労働問題や社会保険未加入問題等による不安定な労働環境があると指摘されています。

このため、県では外国人労働者からの労働相談を関係機関と連携して行っていますが、そのほとんどが技能実習生からの相談であり、その内容は賃金未払い、残業手当不払い、強制貯金等、労働関係法令違反に関するものとなっています。

また、外国人研修生・技能実習生制度は、入国管理法に基づき実施され、技術・技能・知識等を習得し、帰国後は修得した技能等を活かして母国の経済発展を担うことができる人材を育成することを目的としています。

しかしながら、前述のように、本制度の趣旨が企業等に十分に理解されず、労働関係法令を遵守しないなどの問題が顕在化していることから、県では、制度の適正な運用・実施を図るため、関係機関と連携し、連絡会議等を開催しています。

また、国では外国人労働者の就労状況を把握するため、特別永住者を除く外国人を雇用する全ての事業者からの報告の義務化を図り、適確な雇用管理指導、再就職支援、不法就労の防止等の外国人雇用対策を講じています。

《現在の主な取り組み》

（県）

- 外国人労働者等からの申し出により、労働問題全般についての労働相談を実施
- 県内の外国人研修生受入組合が一堂に会し、外国人研修生受入組合連絡会議を開催
- 外国人研修生・実習生の現状や問題点、今後の取り組み等の意見交換を行い、情報の交換を通じた意識共有を図り、事前事後の対応策を検討する、外国人研修生受入事業関係機関連絡会議を開催
- 中小企業団体中央会に社会保険労務士を配置し、受入組合への巡回・窓口支援を実施
- 新規外国人研修生受入れ組合に対し、研修会を開催
- 外国人研修生に対する研修成果の評価及び技能実習生に対する技能検定を実施
- 研修生及び技能実習生を対象に、防犯、交通安全等に関する講習会を開催

《 今後の取り組みの方向 》

- 労働相談については、個々のケースに即して対応していくとともに、労使双方に対し、労働関係法令の周知啓発を行い、労使間の問題の未然防止や早期解決を図り、外国人労働者が安全で安心な生活が送れる就労環境の整備に努めます。
- 外国人研修生・技能実習生制度については、関係各機関と一層の連携強化を図り、制度の周知徹底等、適正な運営に努めます。
- 外国人研修生・技能実習生が安全に安心して生活が送れるよう支援します。
- 外国人研修生・技能実習生制度に関する法令等の改正があった場合は、必要な周知を行うとともに、関係機関と連携し、制度の適正な対応に努めます。

（４）医療・保健・福祉

《現状と課題》

外国人住民等からの相談事例にあるように、外国語対応可能な病院や社会保険制度に関する情報提供、医療通訳者の派遣の体制づくりへの取組が求められています。

県国際交流協会や民間団体では、医療機関の協力を得て、外国語対応が可能な病院の情報をホームページやガイドブックにより提供していますが、医療機関への受診にあたっては、通訳者が必要な場合があり、その確保や派遣体制の整備が必要とされています。

このため、県では医療通訳ボランティアを養成するため、支援方法等を習得する研修会を実施しています。

医療保険については、一定の条件を満たす外国人住民は加入し、医療給付が受けられることとなっていますが、制度が十分に周知されていないことや理解が得られていないことから、未加入の外国人住民がいるなどの問題が指摘されています。

また、保育所の入所を始め、言語や生活習慣の異なる日本での子育ては、保護者も不安が大きく、孤独になりやすいことも考えられるため、外国人住民が利用しやすい情報提供や子育て支援施策が必要です。

《 現在の主な取り組み 》

（県・県国際交流協会）

- 医療制度や高度な医療用語を理解した通訳ボランティアを養成
- 新規在住者を対象に、社会保険制度などに関する「生活情報ガイドブック」を市町村と連携して、外国人登録時に配付（再掲）
- 子育てをしている保護者を対象に、県内保育所で子育てサロンを開設し、日本語教室を開催するとともに、子育てに関する相談の支援（再掲）

(県)

- 県立病院における外国語による問診等の対応

(市町村)

- 多言語による母子健康手帳を交付
- 育児相談を実施
- 公立病院における外国語による問診等の対応

(県国際交流協会・民間団体)

- 外国語対応可能な病院に関する情報を提供
- 民間病院における外国語による問診等の対応

《 今後の取り組みの方向 》

- 外国人住民が安心して医療機関で受診等ができるよう、関係機関と連携し、外国語対応可能な病院の情報提供や支援体制の整備に努めます。
- 保育に関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 外国人住民の社会保険制度の周知や理解を進め、加入を促進するための啓発を支援します。

(5) 防災

《現状と課題》

地震などの大規模災害発生時の被害を軽減するためには、日本人住民のみならず、外国人住民に対しても、災害時の適切な情報の伝達や日頃からの地震に関する正しい知識の普及啓発や防災教育が必要です。

災害発生時に特別な支援が必要となる災害時要援護者である外国人住民は、地震等の災害を経験したことがない人が少なくないことから、災害についての知識や対応は必ずしも十分とは言えません。

さらに、災害発生時における避難勧告等の必要な情報が正確に伝わらない可能性があることや、文化・習慣の違いから避難所における日本人住民とのトラブルも予想されます。

このため、日ごろより外国人住民に防災啓発や防災教育、災害時における情報の提供体制等について、市町村、国際交流協会、民間団体等と連携を図りながら支援体制を整備することが重要となっています。

《 現在の主な取り組み 》

（県・県国際交流協会）

- 避難所等での生活支援を行う災害時通訳ボランティアを養成
- 外国人住民を対象に、災害に対する備えの重要性を認識し、防災意識の啓発を目的とした防災研修を実施
- 災害への支援体制づくり等を進めるため、災害時外国人支援ネットワーク会議を開催

（県）

- 災害時に適切な情報や便宜を提供できる災害時帰宅困難者支援宣言店舗に多言語による「指さしシート」を備え付け
- 地震に関する正しい知識等を取りまとめた啓発冊子を配布
- メディア（ラジオ）と連携した多言語による「災害放送」を事前収録

（市町村）

- 外国人研修生等に対する防災研修を実施

《 今後の取り組みの方向 》

- 外国人住民に対する防災知識の普及啓発や防災教育、多言語による情報の提供手段の整備等の支援体制の充実に努めます。
- 災害時外国人支援マニュアルを策定し、災害時通訳ボランティアの養成等、外国人が支援を受けられるネットワークの形成を図ります。

（6）留学生支援

《現状と課題》

県内の大学等で学ぶ留学生は、2007年10月現在で325人、10年前の1997年と比べ、151人増加し、約1.9倍となっています。

留学生は帰国後、徳島と母国との橋渡し役として貴重なソフトパワーとなる可能性を有しているとともに、在学中には国際理解教育の支援や通訳ボランティアとして活躍するなど、本県の国際化の推進に貢献しています。

しかしながら、文化や習慣の違いから、日常生活に不安を抱えながら暮らしている人もいると思われます。そのため、充実した徳島での学生生活が送れるような環境の整備を目指して、支援を行うことが必要です。

【徳島県内の外国人留学生の推移】

(2007年10月1日現在)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
留学生数	174	170	173	175	189	209	268	306	328	311	325

(徳島地域留学生交流推進協議会調べ)

【徳島県内の外国人留学生の出身国別状況】

(2007年10月1日現在)

国名	人数
中国	179
マレーシア	22
バングラディシュ	18
韓国	13
エジプト	13
モンゴル	12
その他	68
合計	325

(徳島地域留学生交流推進協議会調べ)

《 現在の主な取り組み 》

(県)

- 防犯、交通安全等に関する講習会を開催

(市町村)

- 卒業生に対する感謝状・記念品を贈呈
- 防犯教室を開催

(市町国際交流協会)

- 生活用品を提供

(徳島地域留学生交流推進協議会)

- 留学生に対する奨励事業(一時的資金の貸付)
- ホストファミリープログラムを実施
- 生活用品を提供
- 留学生のための奨学金
- 国際交流協会等と連携した交流事業を実施

《 今後の取り組みの方向 》

- 留学生が今後も多文化共生推進のキーパーソンとして活躍できるよう、また、安心して生活が送れるような環境づくりを支援します。

3 共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

《現状と課題》

前述の「コミュニケーション支援」や「生活支援」といった多文化共生を推進するためには、日本人住民全体の理解が重要な前提となります。

しかしながら、日本人住民の理解は必ずしも十分ではなく、外国人住民に対する偏見をもっている人も少なくないと思われることから、外国人住民に対して施策を講じるだけではなく、日本人住民に対して多文化共生に関する意識啓発が重要です。

また、外国人住民との交流は、日本人住民自らの異文化理解力の向上や地域社会の活性化、子どもたちの国際理解の向上にもつながります。

このため、日本人住民が外国のことを知るだけでなく、文化や歴史の違いを認識し、多文化共生の意義を十分に理解することが重要です。

《現在の主な取り組み》

(県・県国際交流協会)

- 国際理解支援講師を派遣（再掲）
- 外国の文化を理解し、交流を図るため「国際理解支援フォーラム」を開催

《今後の取り組みの方向》

- 日本人住民の異文化理解の一層の向上を図るとともに、多様な主体が参加する交流イベント等の開催を支援します。

(2) 外国人住民の社会参画

《現状と課題》

日本人住民への意識啓発と同時に、外国人住民が地域の一員としての自覚を持つことが重要であり、積極的に地域社会に参画することが多文化共生のまちづくりには欠かせません。

このため、外国人住民に対し、地域社会に参画する機会を提供することが求められます。

《 現在の主な取り組み 》

(県)

○徳島県国際フレンドシップ憲章（仮称）制定委員会委員に外国人住民を委嘱

《 今後の取り組みの方向 》

○地域の一員として活躍し、地元社会に貢献している外国人住民や外国人住民の社会参画を積極的に取り組んでいる団体等、幅広い主体を対象にその活動を評価するための表彰制度を創設します。

○外国人住民の地域社会への参画を推進するため、実施主体等と連携し、地域でのイベント等の情報提供に努めます。

第5章 国際社会に対応した環境づくり

1 国際理解、国際交流の推進

(1) 国際理解と外国人住民等との国際交流

《現状と課題》

国際交流には、まず、直接、外国の文化に触れ、相互に理解しようという気持ちを持つことが大切な第一歩です。

このことから、異文化を理解し交流の輪を広げるため、子どもの段階から国際的感覚を培い、深めるため、県内の小・中学生等を対象に国際交流員や留学生等が講師となり、外国の文化や習慣を紹介するなどの取組を行っています。

さらに、国際的な視野を持ち、国際社会で信頼される青少年を育成するため、青年の海外派遣及び海外青年の受入れを行っています。

今後も学習機会の提供等、国際理解を深めるための支援に努める必要があります。

外国人住民等との国際交流は、地域の国際交流の担い手と期待される住民や民間団体が主体的に活動することが重要であることから、行政はその取組への支援を行っていく必要があります。

また、外国語教育の充実や地域レベルでの国際化を促進するため、外国青年の招致を通じて、更なる地域の国際化や人材の育成に向けて取り組んでいくことも必要です。

《現在の主な取り組み》

(県・市町村)

- 語学指導等を行う外国青年を招致

(県・国際交流協会)

- 国際理解支援講師を派遣（再掲）
- 外国の文化を理解し、交流を図るため「国際理解支援フォーラム」を開催
(再掲)

(県)

- 海外青年の受入れ等の国際交流事業を実施

(市町村)

- 国内外の芸術家を招聘し芸術活動を行うとともに、食の交流等を通じた交流を実施
- クリスマスパーティー、阿波踊りコンテストを開催
- 外国人住民が講師となり、世界の料理教室を開催

- 外国語講座を開催
- 国際理解教育を推進

(県国際交流協会)

- 留学生等を対象にホームステイ、ホームビジットの受入れ
- 外国人住民による日本語弁論大会を開催
- 日本人住民も参加する阿波踊り交流を実施
- 国際交流プラザを外国人住民や日本人住民の交流の場として提供

(市町国際交流協会)

- ホームステイ、ホームビジットの受入れ、派遣
- 阿波踊りへの参加
- 新年会、外国料理教室、クリスマスパーティー、ランチパーティー、チャリティーフリーマーケットを開催
- 外国人住民と協働した河川の清掃
- 国際理解講座を開催
- 外国語講座を開催

《 今後の取り組みの方向 》

- 「国際交流・国際協力は国際理解から始まる」との理念のもと、関係団体等と連携し、国際理解教育を推進します。
- 地域住民や民間団体が国際交流活動に参加しやすい環境づくりを支援します。
- 外国語指導助手を学校に適正に配置するよう努めます。

(2) 地域間国際交流

《現状と課題》

海外との友好提携や友好交流は、密接かつ総合的な交流ができるものとして重要ですが、今後は、行政主導による交流に止まらず、様々な主体による交流が求められています。

このようななか、近年、民間団体の活動が活発かつ多様に展開されるようになってきており、こうした活動を行政がサポートすることにより、より幅広く多様な交流が可能になると考えられます。

《 現在の主な取り組み 》

(県)

- 「ドイツ・ニーダーザクセン州」、「ブラジル・サンパウロ州」、「中国・広東省」との交流
- 県立高校と海外姉妹校との交流

(市町村・市町国際交流協会・民間団体)

- 友好都市等との交流

《 今後の取り組みの方向 》

- 本県の友好提携・友好交流先の地域と幅広い分野において、相互にメリットが享受できる国際交流を推進します。
- 海外との姉妹校交流を通して、互いの文化を理解し認め合うことにより国際感覚を身につける教育に取り組みます。
- 国際交流の取組の紹介をするなど民間団体の活動を支援するよう努めます。
- 日本語の普及を図るため、日本語指導等を行う教員の海外派遣に取り組みます。

2 国際協力の推進

(1) 地域からの国際協力と国際的人材育成

《現状と課題》

地域からの国際協力への取組は、国際社会の安定と発展へ寄与するだけでなく、多文化共生のまちづくりをはじめ、相互理解に基づく対等なパートナーシップの構築等の効果があります。

更に、国際協力は双方向の活動であり、対象となる外国人にとってプラスになるのみならず、その活動に携わる日本人個人の存在意義・アイデンティティの再認識や地域の活性化につながるという互惠性の効果もあります。

近年、環境や食糧、資源問題等の新たな地球的課題の解決や世界平和への貢献等、我が国に対する国際協力への期待が一段と高まるなか、地域が相手側のニーズを踏まえながら、地域の特色を活かした国際協力への対応が重要となっています。

一方、NPO・NGO等の民間団体において、中国やアフリカ、アジア等における教育・医療支援、技術研修員の受入れ等活発な活動が展開されているものの、国際協力活動の取組への理解や国際社会で活躍できる人材の育成、資金の制約等の課題があります。

今後、国際協力を推進していくためには、地域住民の十分な理解と協力によるきめ細かな活動を展開することが重要です。

さらに、行政と民間団体が互いに協力し、より効果的な住民参加型の国際協力活動に取り組むことが必要です。

《現在の主な取り組み》

(県)

- 海外の自治体職員を協力交流研修員として受入れ
- 国際理解支援講師を派遣（再掲）
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊事業への協力、支援

(市町村)

- 国際理解教育の推進（再掲）

(市町国際交流協会)

- 国際理解講座を開催（再掲）

(民間団体)

- 農業技術、環境保全、教育支援等の国際協力活動を実施

《 今後の取り組みの方向 》

- 海外の自治体職員の受入れを通じて、自治体の持つノウハウや技術を生かした国際協力を推進します。
- 地域の特性を活かした国際協力を推進するため、国際社会で活躍できる人材の育成に努めます。
- 青年海外協力隊への支援など、県民や活動主体が取り組みやすい環境づくりを促進します。
- 地域住民の国際協力活動への理解を深めるため、民間支援団体等と連携した国際理解支援のイベント等を開催します。
- NPO・NGOや市民組織と連携した国際協力を推進します。

3 経済国際化の推進

(1) 経済のグローバル化への対応

《現状と課題》

経済のグローバル化が進展するなか、輸入製品の増加や企業の海外進出等、地球規模での競争が激化しています。

また、国内市場と海外市場のボーダレス化により、業種や地域、企業規模に関わらず、グローバル化への対応が多くの企業にとって不可欠になりつつあります。

県では、企業のグローバル化への支援に取り組むとともに、新たな市場開拓と生産者などの意識の向上を図るため、東アジア諸国へ本県産の農産物・食品の輸出促進を行っています。

《現在の主な取り組み》

(県)

- 国際ビジネスチャレンジ塾実務講座や特別公開セミナーを開催
- 海外市場調査団の派遣や海外進出企業等との産業交流会を開催
- 海外からの訪問団と経済界の交流会の開催や情報誌等による貿易等の情報を提供
- 県産農林水産物の海外向け販売展開等、輸出の取り組み等に対する支援

《今後の取り組みの方向》

- 徳島県貿易協会や日本貿易振興機構（ジェトロ）徳島貿易情報センター等の貿易関連機関と連携しながら、企業のグローバル展開を支援します。
- 農林水産物の知的財産対策等、本県産の農産物・食品の輸出促進に取り組めます。

（２）国際観光の振興

《現状と課題》

関西や四国の広域連携組織等により、海外のマスメディア・旅行業者等へのPRと関係者の招請事業を実施し、本県の知名度向上や誘客促進を行うとともに、外国人観光案内所の設置運営やパンフレット、ホームページの作成による受入れ態勢の整備を行っています。

しかし、誘客促進を図るには、広域連携によりエリアとしての知名度の向上等を行う必要があります。そのため、本県がエリアの一員としてどのようにPRしていくかが重要となります。

さらに、受入れ態勢の面では、主要交通機関や観光関連施設の案内表示等における外国語表記の一層の整備に取り組むことが重要です。

《現在の主な取り組み》

（県）

- 外国人観光客の受入れ態勢を整備
- 外国人観光客の誘致PRを実施
- 現地商談会や国際旅行見本市への出展等、国際誘客プロモーションを実施
- 「徳島県国際観光フレンドシップパートナー」を設置
- 海外からの国際チャーター便の就航を促進

（市町村）

- 海外のメディアエージェントを招請
- 多言語による観光情報を提供
- 広域連携組織による観光客誘致を促進

《今後の取り組みの方向》

- 関係府県と連携し、本県の魅力ある自然環境や歴史、文化等の特性を活かした国際観光施策を展開するとともに、受入れ態勢を整備するなど一層の観光客の誘致促進を図ります。

第6章 推進体制の整備

現在、本県における国際化の取り組みは行政や民間団体、企業等が独自に行っているケースが少なくありません。

今後は、地域における多文化共生のまちづくりや国際社会に対応した環境づくりの推進を図るため、県、市町村、国際交流協会、教育機関、企業・事業所、民間団体等の推進主体が、それぞれの役割を認識し、互いに情報の共有化を図りながら、一体となって取り組むことが重要です。

1 県・市町村の役割

（１）県の役割

県は、市町村や民間団体等と連携・協働しながら、本県の国際化を推し進めていく役割を担っています。このため、各主体が共通の目的を持って取り組むことができるよう、互いに連携できる体制づくりが求められています。

今後、地域における多文化共生のまちづくりや国際社会に対応した環境づくりへの施策を着実に推進するとともに、財団法人徳島県国際交流協会と連携を図りながら広域的な課題へ対応し、地域からの国際化への取り組みを推進します。

（２）市町村の役割

市町村は、すべての住民に最も近い基礎的自治体として、外国人住民の登録や福祉、教育等の行政サービスを提供する重要な役割を担っています。

このため、外国人住民が生活を送る上での必要なサービスを受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、県や地域の団体などと連携しながら、外国人住民にとっても住みやすいまちづくりを進めることが求められます。

2 各主体に期待される役割

（１）県民

本県の国際化を推進するためには、県民一人ひとりが関心を持って、国際理解を深めることが何よりも大切です。

日本人住民も外国人住民も共に生活をする地域社会の一員であるとの認識を持ち、お互いに「知りあい」、「ふれあい」、そして「認めあう」ことが期待されます。

（２）ＮＰＯ・ＮＧＯ等民間団体

ＮＰＯ・ＮＧＯ等民間団体は、外国人住民への支援や国際社会への貢献等、それぞれの専門分野で現状や課題に即応したきめ細かな支援を展開しています。

行政や国際交流協会等、様々な主体とのネットワークを強化し、引き続き、多文化共生・国際交流・国際協力の担い手として、各団体の専門性を生かした分野での活躍が期待されます。

（３）企業・事業所

経済のグローバル化が進展するなか、地域の特色を活かした国際経済の活性化を通して地域経済の発展に寄与することが期待されます。

また、本県は、外国人住民に占める外国人研修生・実習生の割合が高いことから、受入れ企業・事業所には、外国人労働者の人権を尊重するとともに、労働関係法令等を遵守し、安全で安心な労働環境の整備が求められます。

更に、地域の構成員としても関係機関との十分な連携を図り、外国人労働者に関わる諸問題の解決に努めなければなりません。

（４）教育機関

児童生徒、学生に対して、多文化共生のまちづくりや国際交流・国際協力への理解を進めるための機会の提供が望まれます。

小・中・高等学校には、外国人児童生徒が安心して学習できる環境づくりへの取り組みが期待され、大学等の高等教育機関には、国際社会で活躍できる人材の育成や留学生への生活支援、留学生と県民との交流等を通じての国際理解の推進が期待されます。

（５）市町国際交流協会

市町の国際交流協会は、日本語教室の開催やホームステイの受入れ、外国人住民との文化交流の実施等、地域に根ざした様々な取組が行われています。

地域の市町村等と一体となって、これまでの経験や手法を生かしながら、より特色のある多様な活動に取り組むことが期待されます。

（６）財団法人徳島県国際交流協会

（財）徳島県国際交流協会は、本県における中核的国際交流団体として、主体的・創造的な活動を行うとともに、ＮＰＯ・ＮＧＯ等民間団体への支援や行政と民間団体・住民等との橋渡しの役割を担っています。

今後も、本県の国際化推進の中核的拠点としてモデル的な役割を担っていくとともに、県、市町国際交流協会等と連携し、国際的な人材の育成や先駆的な事業を実施していくことが求められます。

3 関係機関との連携強化と推進体制の整備

多文化共生のまちづくりや国際社会に対応した環境づくりを総合的に推進するため、「とくしま国際フレンドシップ推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、国、県、市町村、民間団体等と連携のうえ、各機関との連絡調整や意見交換を行い、本指針の進捗状況を把握するなど国際化施策の適切な推進を図ります。

資料編

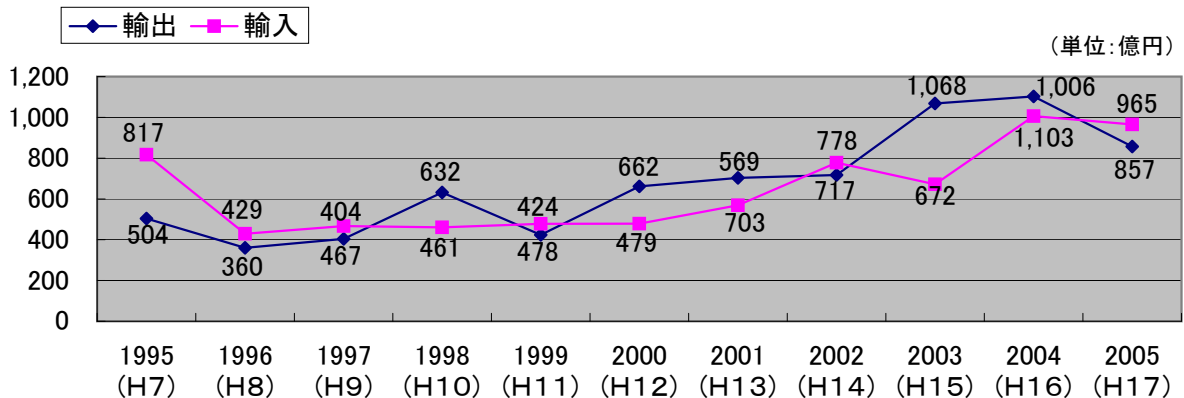
目次

- 1 徳島県の貿易の状況
- 2 外国人入込客数の状況
- 3 徳島県の友好交流状況
- 4 県立高校と海外姉妹校との交流状況
- 5 海外との友好や学術交流協定等を締結している大学
- 6 青年海外協力隊事業
- 7 徳島県友好親善使節への委嘱実績
- 8 徳島県の外国青年招致事業による外国青年受入状況
- 9 自治体職員協力交流事業
- 10 外国人からの主な相談内容事例

1 徳島県の貿易の状況

1 輸出入額の推移

2005年の徳島県の輸出入額は1,822億円で、前年と比べて13.6%(287億円)の減少となっている。うち、輸出総額は857億円(対前年比22.2%、245億円減)、輸入総額は965億円(対前年比4.1%、41億円減)となっている。



2 2005年 輸出の動向(主要品目別)

(単位: 百万円、%)

品目	輸出額	構成比	対前年比
電気機器・同部分品	38,227	44.6	54.5
化学品	20,068	23.4	126.7
パルプ・紙・紙製品	13,451	15.7	93.5
一般機械・同部分品	4,463	5.2	325.5
輸送機器・同部品	3,586	4.2	5976.7
食料品・飲料品	3,098	3.6	688.4
繊維・衣服・繊維製品	952	1.1	20.9
総計	85,736	100.0	77.8

(注) 総計にはその他品目を含む。以下同じ。

3 2005年 輸出の動向(主要地域別)

(単位: 百万円、%)

地域	輸出額	構成比	対前年比
アジア	49,075	60.5	64.9
北米	23,600	29.1	81.4
欧州	7,654	9.4	189.7
オセアニア	821	1.0	96.7
総計	85,736	100.0	77.8

(注) 総計にはその他地域を含む。以下同じ。

4 2005年 輸入の動向(主要品目別)

(単位: 百万円、%)

品目	輸入額	構成比	対前年比
鉱物性生産品	40,697	42.2	76.0
木材・同製品	18,188	18.9	114.2
化学品	13,071	13.5	459.1
繊維・衣服・繊維製品	10,424	10.8	208.2
食料品・飲料品	5,195	5.4	45.1
電気電子機器・同部分品	3,149	3.3	113.2
総計	96,475	100.0	95.9

5 2005年 輸入の動向(主要地域別)

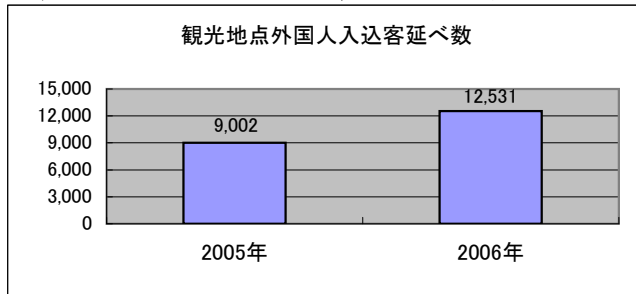
(単位: 百万円、%)

地域	輸入額	構成比	対前年比
アジア	39,844	41.3	106.7
オセアニア	22,859	23.7	76.9
欧州	13,237	13.7	81.0
中近東・アフリカ	10,095	10.5	145.9
北米	3,761	3.9	73.9
中南米	2,827	2.9	1002.5
ロシア・CIS	2,472	2.6	81.9
総計	96,475	100.0	95.9

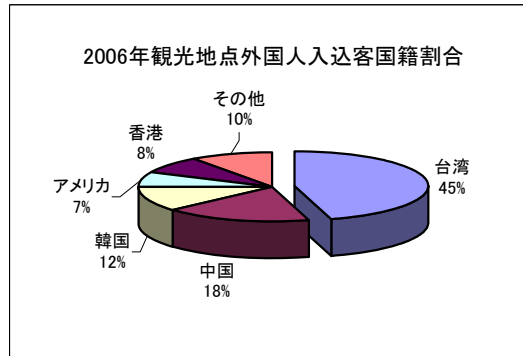
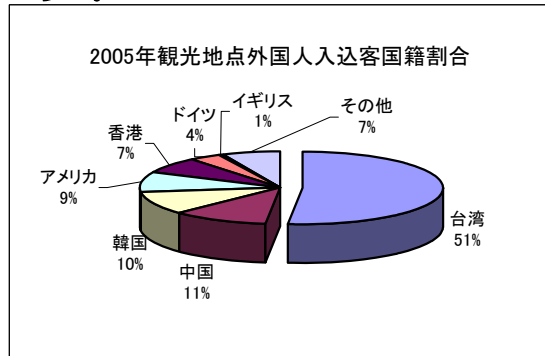
(出典: 平成18年度徳島県貿易・国際事業実態調査報告書)

2 外国人入込客数の状況

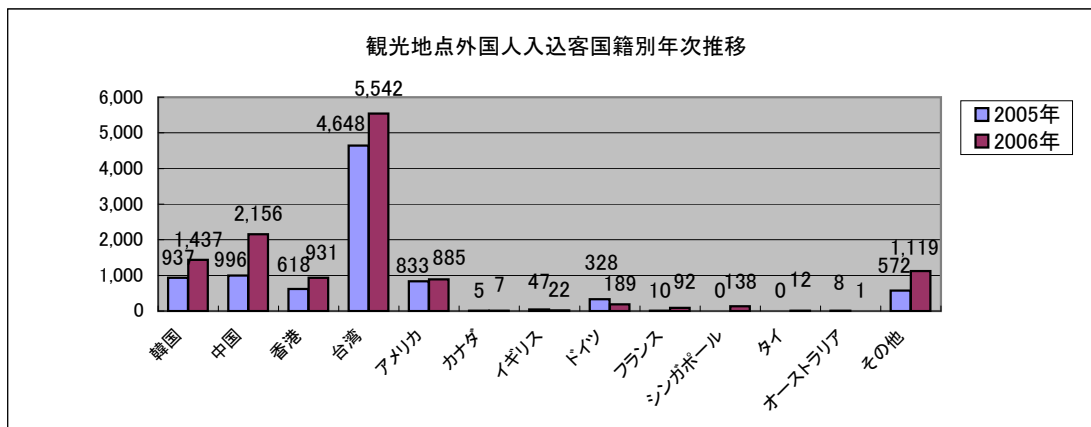
- 1 調査回答のあった県内9市町の観光地点35ヶ所を訪れた2006年の外国人入込客延べ総数は、2005年と比較すると約3,500人以上増加(39.2%増)。



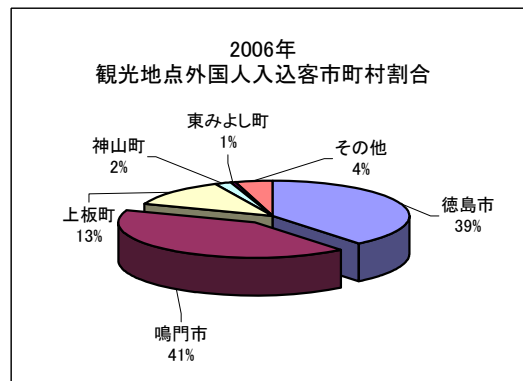
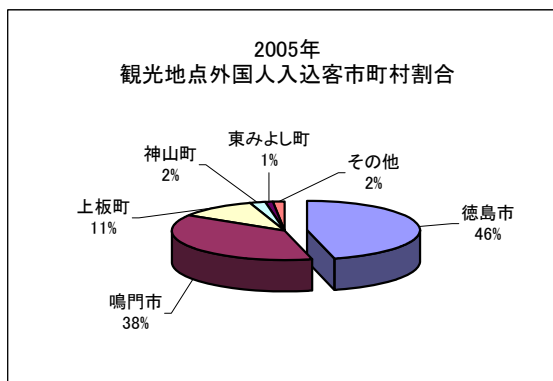
- 2 国籍別では、各年とも台湾が最も多く、続いて中国、韓国となっており、東アジアからの観光客が多い。



- 3 国籍別の年次推移では、台湾、中国、韓国、香港などが前年に比べて増加。



- 4 市町村割合では、2005年は徳島市が最も多く46%、2006年は鳴門市の41%となっている。



※調査概要(任意調査)

(1) 調査方法

外国人旅行者の動向等を把握するため、「平成19(2007)年徳島県観光動態調査」に併せ、県内市町村へ観光地点の外国人入込調査を依頼。

(2) 調査結果

回答のあった9市町(35地点)のデータを基に算出。

(3) 調査対象期間

2005年及び2006年

3 徳島県の友好交流状況

自治体名	提携先	提携年月日
徳島県	ブラジル サンパウロ州	1984.11.6
	中国 広東省 ※「友好交流と協力に関する協議書調印」	1996.10.28
	ドイツ ニーダーザクセン州	2007.9.13
徳島市	アメリカ ミシガン州 サギノー市	1961.12.23
	ポルトガル ベイラ・リトラル州 レイリア市	1969.10.15
	中国 遼寧省 丹東市	1991.10.1
鳴門市	ドイツ ニーダーザクセン州 リューネブルグ市	1974.4.18
	中国 山東省 青島市 ※「友好交流意向書」	1999.8.23
阿波市 (旧市場町)	北マリアナ諸島 サイパン市	1990.8.1
三好市 (旧池田町)	アメリカ オレゴン州 ザ・ダルズ市	2003.1.18 (2007.8.17)
三好市 (旧井川町)	アメリカ ワシントン州 タクイラ市	1979.11.19 (2007.8.17)
美波町 (旧日和佐町)	オーストラリア クイーンズランド州 ケアンズ市	1969.4.1
牟岐町	台湾 埔塩郷	1983.7.22

4 県立高校と海外姉妹校との交流状況

高校名	提携先
那賀高校	オーストラリア(セントメアリー高校)
城東高校	フランス(サンジョセフ高校)
城北高校	中国(咸陽中学)
新野高校	中国(惠州農業学校)
名西高校	ドイツ (エンゲルベルトキーファーギムナジウム) (レオポディナムギムナジウム) (グラブギムナジウム)
	台湾(国立羅東高級中学)
	ニュージーランド (リンカーンハイスクール)
徳島北高校	ドイツ (エンゲルベルトキーファーギムナジウム)
	ニュージーランド (エルスミアカレッジ)

5 海外との友好や学術交流協定等を締結している大学

徳島大学	中国 14 校（黒龍江省科学院、哈爾濱工業大学、哈爾濱医科大学、武漢大学、瀘州医学院、南通大学、復旦大学国際交流学院、同済大学土木学院、同済大学口腔医学院、北京大学医学部、吉林大学、西安交通大学、北京郵電大学、大連理工大学ソフトウェア学院） アメリカ合衆国 6 校（フロリダアトランティック大学、オハイオ州立大学、タフツ大学、テキサス大学、サンノゼ州立大学、デューク大学） 韓国 5 校（ソウル国立大学校、朝鮮大学校、慶北大学校、韓国海洋大学校、建陽大学校） インドネシア 2 校（ガジャマダ大学、ハントゥアー大学） マレーシア 2 校（マレーシア工科大学、マレーシアサイエンス大学） タイ（チェンマイ大学） フィリピン（バギオ大学） ヨルダン（ヨルダン科学技術大学） モンゴル（モンゴル健康科学大学） パキスタン（カラチ大学） エチオピア（ゴンダール大学） フランス（トゥールーズ工科大学） イギリス（ウェールズ大学スウォンジ校） ドイツ（ヴィスバーデン大学） スイス（バーゼル大学） ニュージーランド（オークランド大学）
鳴門教育大学	中国 4 校（四川大学、南開大学、青島大学、北京師範大学） 韓国 3 校（光州教育大学校、京仁教育大学校、釜山大学校師範大学教育大学院） アメリカ 4 校（ピュージェットサウンド大学、ノースカロライナ大学ウィルミントン校、イーストカロライナ大学、ウェスタンカロライナ大学） ドイツ連邦共和国（リューネブルク ロイファーナ大学） 南アフリカ共和国（プレトリア大学） ラオス人民民主共和国（ラオス人民民主共和国教育省教員養成局） オーストラリア（アデレード大学） タイ王国（シーナカリンウィロート大学、コンケン大学）
徳島文理大学	アメリカ 3 校（マサチューセッツ工科大学、インディアナ大学、シェナンドー大学） カナダ 2 校（バンクーバー・コミュニティ・カレッジ、ランガラ大学） 中国 2 校（香港大学、香港城市大学） ベトナム（ハノイ国家大学） オーストリア（ウィーン国立音楽大学） 韓国（檀国大学） スロベニア（ヨーゼフ・ステファン国際大学院） イタリア（パヴィア大学）
四国大学	中国（浙江大学中国芸術研究所） アメリカ（サギノーバレー州立大学） イギリス（ウルバーハンプトン大学）
徳島工業短期大学	中国 2 校（上海市工商外国語学校、大連職業技術学院）

6 青年海外協力隊事業

- 1 事業目的 日本の青年（満20歳から満39歳）をボランティアとしてアジア・アフリカ等の開発途上国へ派遣することにより、国づくりの技術協力を行うとともに、国際的視野を有する青年の育成を図る。
また、シニア海外ボランティアとして、中高年（満40歳から満69歳）の豊かな経験とボランティア精神に基づき、技術移転を通して開発途上国発展に向けて人・国づくりに貢献する。
- 2 実施主体 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局
（平成15年10月1日から独立行政法人化）
- 3 これまでの派遣実績

（平成19年12月31日現在）

地域等		アジア	オセアニア	アフリカ	中近東	中南米	ヨーロッパ	計
全 国	派遣中	692	283	889	231	788	85	2,968
	帰 国	9,508	2,681	8,692	2,363	7,044	709	30,997
	合 計	10,200	2,964	9,581	2,594	7,832	794	33,965
徳島県	派遣中	4	1	2	1	6	0	14
	帰 国	57	25	58	9	36	1	186
	合 計	61	26	60	10	42	1	200

昭和40年に事業が開始され、全国で33,965名（うち30,997名は帰国）が派遣されている。

人数には、一般隊員、シニア隊員、短期派遣隊員、調整員、シニア海外ボランティア等を含む。

7 徳島県友好親善使節への委嘱実績

(単位：人)

	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
国際交流員	1	－	2	2	1	2	2	2	2	－	2	2	1	1	1	21
外国語指導助手	5	5	13	12	2	9	9	7	12	8	9	11	7	16	11	136
海外技術研修員	8	8	8	8	10	8	10	10	10	10	10	5	5	5	－	115
協力交流研修員	－	－	－	1	1	1	1	2	1	1	－	1	1	1	1	12
その他	－	－	－	－	1	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	4
合 計	14	13	23	23	15	21	22	21	27	19	21	19	14	23	13	288

8 徳島県の外国青年招致事業による外国青年受入状況

(単位：人)

区 分	国際交流員(C I R)		外国語指導助手(A L T)			合 計
	県	市町村	高校	市町村	私立	
昭和62年度	1		2	3		6
63	1		4	6		12
平成元年度	1		5	13	1	19
2	1		9	14		24
3	1		14	19		34
4	2		14	27		43
5	2		15	32		49
6	2		15	35		52
7	2		16	37		55
8	3		16	40		59
9	3		18	40		61
10	3		19	44		66
11	3		19	47		69
12	3	1 *1	20	49		73
13	3	2 *2	20	51		76
14	3	2 *2	21	50		76
15	3	2 *2	21	49		75
16	3	2 *2	21	51		77
17	3	2 *2	21	54		80
18	3	3 *3	21	54		81
19	3	4 *4	21	52		80

*1 鳴門市：中国1名

*2 鳴門市：中国・ドイツ各1名

*3 鳴門市：中国・ドイツ各1名 美馬市：中国1名

*4 鳴門市：中国・ドイツ各1名 美馬市：中国・オランダ各1名

※県国際交流員は、昭和62年度以降現在まで英語圏から毎年1～2名、平成8年度以降現在まで中国から毎年1名を受入

9 自治体職員協力交流事業

1 事業目的

- (1) 海外の地方自治体等の職員を都道府県、政令指定都市、市区町村に協力交流研修員として受入れ、日本の自治体のノウハウや技術等を習得してもらう。
- (2) 協力交流研修員に自治体の国際化政策等に協力してもらう。
- (3) 自治体の国際化を推進する。
- (4) 地方公共団体が蓄積した様々なノウハウや技術等を活用した「ひとづくり」の協力。

2 実施状況

徳 島 県			全 国 受 入 状 況				
年 度	性 別	研修分野	都道 府県	政令 都市	市町 村	受入 国数	受入 総数
H8	男	環境保護	31	5		10	50
H9	男	経済	38	4	6	11	67
H10	男	一般行政	36	3	12	15	69
H11	女	農業	39	6	10	17	80
H12	男	経済	42	8	17	15	100
	男	教育					
H13	男	文化	41	7	16	14	94
H14	男	環境	34	7	17	15	80
H15		(受入中止)	23	4	10	14	47
H16	男	文化	30	6	18	11	78
H17	男	商工行政	25	6	20	14	76
H18	男	政策研究	22	5	11	9	53
H19	女	文化	19	8	15	12	42

１０ 外国人からの主な相談内容事例

分 野	相 談 内 容
居 住	居住支援に関する情報提供 (アパートの探し方、公営住宅の入居申込み方法)
教 育	日本語の学習支援 (外国人児童生徒への日本語指導のサポート) 日本語教室の紹介
情報の多言語化	パンフ、地図、資料等の多言語化
医療・保健・福祉	外国語対応可能な病院に関する情報提供 医療通訳者の派遣の体制 社会保険制度の情報提供 (年金、健康保険に加入したい)
労 働	就業環境の改善 (研修生、実習生の労働条件改善) 就業機会の確保
コミュニケーション	交流の機会の提供 (日本人や外国人と交流がしたい)
防 災	災害時における避難場所の情報提供

※徳島県国際交流プラザに相談窓口を開設し、外国人からの主な相談内容(H17, 18)を記載